

# 電波監理審議会 有効利用評価部会（第47回） 議事録

## 1 日時

令和7年6月12日（木）10：00～11：20

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

### (2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀

### (3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波部電波政策課長）

佐藤 輝彦（電波部移動通信課移動通信企画官）

### (4) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

# 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 議	事		
(1)	令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果に関する評価結果（案）	.....	2
(2)	令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果（案）	.....	13
(3)	携帯電話等におけるエリアカバレッジ等の通信環境の調査に関する諸外国の動向及び今後の取組の方向性	.....	20
3. 閉	会	.....	33

## 開 会

○西村部会長 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第47回会合を開催いたします。

本日の部会もウェブによる開催とさせていただきました。

本日の有効利用評価部会につきましては、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、兩名が出席しており、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

なお、本日は若林特別委員が所用により御欠席となっております。

また、電波監理審議会親会からは矢嶋委員が傍聴予定となっております。

まず、本日の資料及び議事録の取扱いにつきまして、公共業務用無線局においては、公にすることにより公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがある非公表情報を含んでおります。

本日の資料のうち、資料47-2-1及び47-2-2につきましては、非公表情報が含まれております。このため、本日の議事録及び資料につきましては、後日、事務局におきまして非公表情報を特定いただきまして、構成員の皆様にも確認を行った上で、評価後に公表することといたしますので御承知おきいただければと存じます。事務局におかれましては、御対応をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

○西村部会長 本日は議事が3つございます。

1つ目は、各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の調査結果に関する評価結果（案）の取りまとめ。

2つ目は、公共業務用無線局の調査結果に関する評価結果（案）の取りまと

めです。

3つ目は、総務省から、携帯電話等におけるエリアカバレッジ等の通信環境の調査に関する諸外国の動向及び今後の取組の方向性の報告をいただく予定になっております。

## 議 事

- (1) 令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果に関する評価結果（案）

○西村部会長 それでは、議事の1つ目、各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の調査に関する評価結果（案）につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。

それでは、御説明に先立ちまして、前回の部会での御説明について1点、訂正がございます。資料はございませんが、御説明させていただきます。

430MHz帯のアマチュア無線との共用により導入されましたタイヤ空気圧モニタリングシステム等につきまして、前回の部会では、免許不要局の特定小電力のうち、テレメーター・テレコントロールに分類されるのではないかと御説明したところですが、確認したところ、テレメーター・テレコントロールではなく、タイヤ空気圧モニタリングシステム、キーレスエントリーシステムとして、個別のシステムとして規定されてございました。

ほかのシステムとの共用検討において、例えばタイヤに装着した状態など使い方を加味している場合は、想定されない使い方をしてしまうと混信が発生する可能性がございますため、用途を限定する必要があるとございます。また、免許不

要局の調査方法につきましては、この後、資料の中で御説明させていただきます。

それでは、本題に入らせていただきまして、各種無線システム・714 MHz以下の周波数帯の評価結果（案）につきまして、資料47-1-1により御説明いたします。一旦、こちらの資料と概要版を一通り御説明した後で、最後に御質問等をお願いしたいと考えてございます。

また、投影してございますが、赤枠は今回御審議いただきたい主な箇所、黄色マーカーは前回からの主な修正箇所となっております。また、黄色マーカー以外にも形式的に整える修正を行っております。

目次を御覧いただきまして、今回、各総合通信局ごとの評価と、総括を新たに記載いたしました。また、50 MHz以下の周波数区分の評価の書きぶりを一部修正しております。

まず、前回からの修正点を順を追って御説明いたします。

投影しております資料、4ページ目の図ですが、都道府県防災行政無線のシステム概要図を差し替えしてございます。

ページが飛びまして、40ページでございますが、こちら、アクションプラン記載の公共業務の取組は国が免許人のものが対象であり、次の議題の公共業務用無線局の評価において取り扱うものでございましたため、前回、この箇所に路側通信の記載をしてございましたが、それを削りまして、代わりに短波帯デジタル通信を追記してございます。

続きまして、投影しております左側、45ページの上段、ウでございまして、放送関係の書きぶりを修正してございます。また、左側の真ん中、オでございまして、前回の資料では、こちらに海上通信のAMRD、VDESを記載してございましたが、正しくは周波数区分2のほうに記載すべきものでございましたので、周波数区分1からAMRD、VDESを削りまして、残っております

のがACSとNAVDATというふうになってございます。また、右側の46ページ目の中ほども同様の修正をしてございます。

46ページの下の赤枠内、こちら、前回の部会での御指摘を踏まえまして修正いたしました。読み上げますと、「現在は、情報化社会の進展によりさらなる大容量の情報を伝送することが求められていることから、高い周波数帯における利用拡大・高度化のニーズが高まっている。しかしながら、電波の利用拡大・高度化は、通信速度の向上や、低遅延の通信の実現のほか、例えば、航空・海上分野をはじめとした安心・安全の更なる向上など、多様なニーズに対して新たな価値を生み出す可能性がある。このため、高い周波数のみならず様々な周波数帯において新たな電波利用ニーズへ迅速に対応がとれるよう、国内外の動向やニーズを注視していくことが望ましい。」と修正させていただきました。

続きまして、少々ページが飛びまして、59ページでございます。

投影しております左側、こちらは前回修正を宣言してございましたが、こちらにも公共業務の評価で取り扱うべき取組が混じってございましたので、修正させていただきます。

右側60ページ、こちらは前回部会で御指摘いただきました、母数を明記するというので、黄色マーカー一部、母数を追記してございます。この後全体的に、同様の書きぶりは平仄をそろえるとともに、このように母数を明記する修正を行ってございます。

続きまして、61ページでございますが、こちら、分析を1行追記いたしております。

右側62ページ、こちらは数字の誤記がございまして、修正いたしました。

続いて63ページ、こちら「以上より」というところは、分析のまとめを一文追記いたしております。その下の「これらの他」につきましては、先ほど申し上げたところと同じでございまして、アクションプランの対象外の公共業

務用のものを位置づけるために、こちらの「これらの他」として位置づけさせていただきました。

続きまして、66ページでございますが、右側の一番上の黄色の段落につきましては、V-Lowの書きぶりを修正してございます。

続きまして、真ん中の黄色の2段目でございますが、海上通信、こちらは先ほど御説明いたしました区分1から、AMRDとVDESをこちらの区分2のほうに移動させたものとなっております。

69ページも同様の修正を行ってございます。AMRDとVDESをこちらに持ってきてございます。

ページが飛びまして、76ページでございます。

こちらはお配りした資料の中はマーカーをしてございませんでしたが、一番下の注釈のほう、修正をしてございまして、冒頭で申し上げました免許不要局の調査の一例となっております。

こちら、下段の表に免許不要のシステムの無線局数が掲載されてございまして、一番下に\*1として注記してございます。免許不要のシステムは、いわゆる技適の取得が前提となっておりますため、その技適の証明を行う登録証明機関や、技適を受けた認証取扱業者、これはメーカーなどですが、そういったところから、総務省に対し台数の報告がなされまして、免許不要局の無線局数の調査結果の数字が出されてございます。

続きまして、82ページと87ページにつきましては、先ほど御説明した同様、前回、修正を宣言しておりました箇所となっております。

84ページ、「これらの状況」のところ、こちらは分析・まとめを1行追加したのとなっております。

86ページと88ページ、こちら、数字の誤記がございましたので修正してございます。

続きまして93ページ、こちら、書きぶりを少々修正してございます。

以上が前回からの修正でございました。

続きまして、94ページから総合通信局ごとの評価となります。今回新たに追記したものとなっております。

全国で11地域分ございまして、一例といたしまして、まず、95ページから北海道の状況となっております。この95ページの下側から96ページにかけて、全国よりも割合が高いシステムを記載してございます。例えば、96ページ目の一番上にはございますが、災害対策・水防用無線であったり、その下の、その他防災無線、そういったものがピックアップされてございます。あと、下のほうですと消防用デジタル無線なども挙げてございます。

その次の97ページから117ページにかけて、同様に東北から沖縄まで順に掲載してございます。

一例といたしまして、東北ですと受信障害対策中継放送。

飛びまして100ページ、関東でございますが、デジタル列車無線。

飛びまして、105、106ページ目、東海地域でございます。こちら、全体的な局数はそこまで多くはございませんが、航空機製造修理事業用無線がございまして。航空関係もございまして。

最後、沖縄のところを見ますと、114ページからが沖縄となっておりますが、その次の115ページから見ますと、船舶関係、あと航空関係、略語で書いてありますILS、VOR、こういったものは航空システムとなっております。衛星EPIRBやPLBは船舶のシステムですので、このような船舶・航空関係が非常に多くございます。

これらを踏まえまして、118ページが総合通信局ごとのまとめとなっております。各地域ごとに、全国よりも割合の高いシステムとして掲載された中からピックアップしておりまして、地域ごとに、無線システムとしましては、

先ほど申し上げたような北海道ですと防災無線だったり、東北では受信障害対策中継局など、こういったところを列記いたしまして、「それぞれの地理的環境や自然災害、産業、交通事情などがうかがえる。」と記載いたしました。

また、その下ですが、増減傾向につきましては前回、総務省から御説明がございましたが、118から119ページまでにかけて表がございまして、北海道と沖縄では、222～714MHz以下の周波数区分におきまして増加傾向が見られたということでございます。その要因、背景といたしましては、北海道では、260MHz帯のデジタル市町村防災行政無線を新たに導入した自治体があった。また、沖縄では、デジタル簡易無線が増加しておりまして、それに対してほかのシステムの減少幅が小さく、トータルで増加ということになったということでございます。

この119ページ、左側の総務省への提言といたしまして、小さいポツを3つ記載してございます。

1つ目につきましては、この調査の意味合いとしては、電波利用の地域的な特色の傾向を把握、分析することが大きいと思われるため、各総合通信局の調査結果を比較するような整理を追加したり、図表とする必要が低いと思われるものは削除するなど、調査結果の整理については必要な見直しをお願いしたい。

2つ目は、免許人や無線局数の増減の大きい上位を整理する際に、アマチュア無線や簡易無線は別計とすることが有意と考えられる。アマチュア無線や簡易無線は、増減幅大きいですので、それは別計としたほうが、業務用無線への増減傾向は捉えられるということで記載してございます。

3つ目、最後のポツ、「加えて」というところでございますが、増減のみではなく、特定の地域に増加が見られるようなものがあれば、その背景として、社会的な事象が考えられるものがあれば、それらを確認することが望ましいと記載してございます。

続きまして、そのお隣の120ページ、右側から、各種無線システムの全体の総括となっております。赤枠の真ん中、「評価結果の総括」というところ、こちら、その下に一文としまして、電波の有効利用の概念的な一文を追記してございます。「電波の有効利用に関しては、アナログ方式のものをデジタル化、或いは他システムへ移行・代替を行って利用帯域を整理するなど効率的な利用を図りつつ、国際的な動向も踏まえ、新たな電波利用ニーズに対して迅速かつ適切に対応し、電波の利活用を促進することの両輪をもって実現されるものである。」と記載してございます。

その次の段落、「714MHz以下の」から始まるところにつきましては、重点調査含め、これまでの各章の評価に記載した内容をまとめてございまして、端的に申し上げますと、過去の評価結果を踏まえた調査の実施、利用状況や課題の整理、アクションプランに記載のデジタル化、他システムへの移行・代替の進展、新たなニーズに対応するための取組といったことはおおむね着実に遂行されており、「電波の有効利用は一定程度図られている」と評価いたしました。さらなる電波の有効利用に向けまして、各周波数区分の評価に示した取組を検討、実施していくことが適当というふうに記載してございます。

最後に、「また、今後、本評価結果がアクションプランに適切に反映され、さらなる電波の有効利用の促進につながることを期待」としてございます。

続きまして、121ページ目の赤枠内、今後の調査及び評価に向けた検討課題ということで、まず、①の調査につきましては、これまでの章に出てきております調査方法、整理方法の工夫を再掲してございます。

右側122ページでございしますが、こちらは評価に関する今後の課題といたしまして、今回の調査の結果、アマチュア無線はほとんどの周波数帯で大きく減少している一方で、MF帯のみ増加してございまして、その背景は、少し前、令和2年度に利用拡大の制度化を行ったことが考えられてございます。また、

狭帯域の航空無線につきましては、確認時点では、空飛ぶクルマへの申請は行われていないということですが、実証段階でございますので、今後、実証試験を経て申請がなされるものと想定されております。

3段落目、こういったことを踏まえまして、電波の有効利用の程度を評価するに当たりまして、PDCAサイクルといたしまして、制度化の先、社会実装されるころまで、少し見てみてはいかがかと考えまして、新たな電波利用ニーズに関しては、制度化後の利用状況も把握することが望ましいと考えられるため、今後、調査年度から起算して二、三年程度前に制度化が完了したシステムからピックアップし、その後の免許状況を確認し、評価の際に考慮することも検討したいと記載してございます。

以上がワード版でございますが、続いて、概要版のパワーポイントの構成を御説明したいと思います。資料47-1-2を御覧ください。

こちらは23日の電波監理審議会におきまして、西村部会長から御報告いただく際の資料として想定してございます。

スライド2は、評価部会の概要といたしまして、設置経緯や周波数再編のPDCAサイクルにおける評価の位置づけをお示ししてございます。

スライド3は、これまでの審議の経緯。

スライド4は、評価方針の概要といたしまして各種無線システムの位置づけ、また、今回の調査対象などを赤点線の枠で囲ってございます。

スライド5から重点調査の評価ということで、都道府県防災行政無線のシステム概要、また、重点調査の選定経緯。

スライド6は、免許人数や無線局数の増減の状況。また、下段には代替システムの利用状況。

続いてスライド7は、移行・代替の状況。

続きまして、スライド8はデジタル方式への移行の課題。

スライド9は、重点調査の評価のサマリーとなっております。

スライド10からは、周波数区分ごとの評価となっております、まずは利用状況として、増減の傾向。

スライド11は、アクションプラン等への対応状況として、まず、移行やデジタル化が求められているものへの対応状況。

こちらはその続きとなっております、スライド13は、過去の評価結果に基づく対応状況となっております。

スライド14の上段は、周波数の使用期限が付されたものへの対応状況。また、下段につきましては新たな電波利用ニーズへの対応状況。

15ページは続きとなっております。

スライド16から17にかけては、周波数区分ごとの評価のサマリー、総務省への提言がございます。

スライド18は、本日御説明いたしました総合通信局ごとの評価のサマリー。

スライド19が全体の総括。

そして、最後にスライド20は今後の課題として構成しております。

以上が、各種無線システム・714MHz以下の評価結果（案）に係る御説明でございました。

以上でございます。

○西村部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

恐縮ですが、順番にお伺いしたいと思います。

笹瀬部会長代理、よろしく願いいたします。

○笹瀬代理 どうも丁寧な御説明ありがとうございました。非常に的確にまとめられておりますし、書いてあることも極めていいと思いますので、これで結構です。

以上です。どうもありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございました。

池永特別委員、お願いいたします。

○池永特別委員 内容につきましては、非常によくまとめられていると思います。

1点、非常に細かい点ですが、確認させていただいていきたいところが、82ページ、ワード版のほうで、イの項目から①というのがありまして、その後、続いて②、③、④と進み、その後、次のページで、「これらの他、以下の3システム」のところ、また①に戻りますが、こういう番号付けに関しては、例えばイの項目の中で、①②③と数はどんどん進んでいくものではなくて、イの中でも項目ごとに、また、番号は①から再度始まるような形で文書全体はつくられているのでしょうか。この辺り、どうなっているのかなと思いました。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

今回、アクションプランに記載の取組の対象とはなっていないものの分析については、「これらの他」ということで分け、番号を振り直しましたが、その前のものからの連番とした方がよいか、整理させていただきたいと思います。

○池永特別委員 前の項目の中でも同じように、①②の、マルのレベルになっている部分だけ、同じ章節の中に再度番号が振り直されているところもあったりしまして、通しで見ていると、特にページが長いですので、少し分かりにくいかとも思いまして、どちらにしたほうがいいのかというのは何とも言えませんが、一度、御検討いただけたらと思います。

○柏崎幹事 ありがとうございます。承知いたしました。

○池永特別委員 内容については、特に問題ないと思います。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○池永特別委員 以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、石山特別委員、お願いいたします。

○石山特別委員 おまとめいただきまして、ありがとうございます。今後のデジタル化に向けた課題など、今後、必要な件についてもまとめていただきまして、大変これで結構だと思います。

ありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、お願いいたします。

○眞田特別委員 御説明どうもありがとうございます。私も、これで非常に適切にまとまっていると思いますので、特に意見はございません。

○西村部会長 ありがとうございます。

中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 中野です。資料、非常に分かりやすくまとめておりまして、私のほうからも特に意見はございません。どうもありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

私からも、よくまとめていただきましてありがとうございます。

先生方からも貴重な御意見賜りまして、誠にありがとうございました。

おおむね事務局案のとおりで御賛同いただいておりますように理解いたしました。もし追加で修正等の御意見がございましたら、事務局までメールにてお送りいただければと思います。

先ほど池永先生より、番号の振り方等の御指摘も頂戴いたしましたが、これも併せまして、事務局と相談して決めていければと思っております。

それでは、6月23日開催予定の電波監理審議会におきまして、当部会から各種無線システム714MHz以下の周波数帯の評価結果(案)、これを御説明し、御審議を賜りたいと思います。

電波監理審議会への報告に当たりましては、最終的には部会長の私に御一任  
いただきたいと思いますっておりますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

お認めいただいたということで進めさせていただければと思います。

どうもありがとうございました。

(2) 令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の調査結果に関する  
評価結果(案)

○西村部会長 それでは、議事2、引き続き進めていきたいと思ひます。

続きまして、議事の2つ目、令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の調査結果に関する評価結果(案)につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。

それでは、公共業務用無線局の周波数帯の評価結果(案)につきまして、資料47-2-1により御説明いたします。

先ほどと同様に、赤枠は今回御審議いただきたい主な箇所、また、黄色マーカーは前回からの主な修正箇所となっております。なお、黄色マーカー以外にも形式的に整える修正を行っております。

目次を御覧いただきまして、今回新たに総括を追記いたしました。こちらも、まず前回からの主な修正点を順を追って御説明いたします。

4ページでございますが、ほかの用途での需要がある周波数を使用する5システムの評価結果サマリーでございます。まず、表の中の(2)5GHz帯気象レーダーにつきましては、前回の「共用条件が拡大」という書きぶりから、より分かりやすく、「上空利用が可能な無線LANの周波数が拡大」というふう

に修正してございます。この中の（４）の３８GHz帯のFWAにつきましては、少しページを進みまして、２０ページを御覧いただきたいと思います。こちら、３８GHz帯のFWAに関する評価の部分でございますが、前回部会から、状況に進展がございました。５月２９日に情報通信審議会から２６GHz帯と４０GHz帯の５Gの技術的条件に関する答申が出されまして、その中で、５Gと本システムの共用検討について一定の結論が得られたという状況になりました。

投影しております右側の２１ページでございますが、それに加えまして、２６GHz帯と４０GHz帯につきまして、５Gの具体的なニーズ調査が開始されました。こういったところがございまして、アップデートをさせていただきました。

具体的には、２３ページでございますが、評価といたしまして、共用検討が完了、また、今後の取組につきましても取組完了、その下段のところには、先ほど申し上げた情報通信審議会の答申の話とニーズ調査、こちらを追記させていただきました。

補足でございますが、２６GHz帯と４０GHz帯というのは、周波数オークションが想定されている周波数帯となっておりまして、その技術的条件が出されたということになってございます。

ページを進みまして、３２ページの脚注でございますが、下段でございます。こちら、免許人数と有効回答者数の違いにつきまして、補足を追記してございます。３２ページを見ましても、一番上の表は免許人数１者となっておりますが、真ん中、回答が４者となっておりますが、それらの分かりにくい部分がございます。これは具体的には、例えば〇〇省という国の機関があった際に、実際には免許手続であったり調査は、各地域の総合通信局単位で調査をやってございますので、複数の総合通信局管内にまたがる場合は、有効回答者数が重

複しまして、このページですと4者となっておりますが、4つの総合通信局に対し回答が出されたという状況でございますので、脚注で追記させていただきました。

続きまして、36ページでございます。こちら、無線局数の減少の理由につきまして、他システムへの移行であることを追記させていただきました。

続きまして、41ページでございます。こちら、前回の部会で御指摘がございまして、対応するデジタル方式がないということと、一方で、減少する理由、他システムへの移行予定ということにつきまして、そこら辺をもう少し詳しく御説明を追記させていただきました。

簡単に申し上げますと、移行予定としておりました移行先の回答を確認したところ、携帯電話等となっております。テレメーターの使用場所によっては、携帯電話等への代替は可能と考えられますが、テレメーターは山間部などでも使われますため、携帯電話のエリア外で利用されているものにつきまして、総務省におけるデジタル方式の制度化が期待されるということを記載してございます。

また、ページが進みまして、62ページ、こちら、数字の誤記がございましたので、修正してございます。

続きまして、74ページでございます。こちらは、昨年度の調査ではデジタル方式の導入予定ありという回答がございましたが、今年度の調査ではそれが得られておりませんでしたので、予定が確認されなかったということで修正してございます。

**【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】**

以上が前回からの修正となります。

この後、親会に報告する際、体裁面をさらに修正させていただく予定でございます。と申しますのは、同じ脚注が複数にまたがっているいろいろ出てきており

まして、脚注は初出のところで、「以下同じ」といたしまして、繰返しの脚注は省略するなどを考えてございます。そういった体裁面の修正をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、総括になります。99ページでございます。中ほどに「評価結果の総括」としてございます。その下、「本評価の結果」というところでございますが、「国の機関が使用する公共業務用無線局の20システムのうち、1システム（38GHz帯FWA）については、他の用途である5Gの需要への対応が完了した。また、他の19システムについては、以下に述べるとおり、おおむね適切に進捗していると評価できる。」といたしまして、その下に2つ丸を記載してございます。

1つ目の丸につきましては、ほかの用途での需要が顕在している周波数を使用する5システム、これにつきましては、先ほど申し上げた38GHz帯FWAのほか、4.9GHz帯では、昨年末に5Gに周波数を割当て、また、5GHz帯無線アクセスシステムの周波数の使用期限を設定するなど、移行に向けた制度的な取組が進められたほか、それ以外のシステムについても共用検討に進捗が確認できました。

引き続き、各システム評価結果における今後の取組に示したとおり、代替システムの検討や共用検討等を着実に実施していくことが適切としてございます。

2つ目の丸は、アナログ方式を用いる15システム、こちらは、着実に移行、廃止またはデジタル化が進捗しているもの、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められているもの、あるいは免許人側で移行・代替の可能性が検討中であるものが確認できました。

その下に、総務省において特に期待する取組として、小さいポツを2つ記載してございます。

1つ目が、デジタル方式が存在しないものに関し、総務省側でデジタル方式

の制度整備に向けた検討を進めること。

小さいポツ2つ目につきましては、公共安全モバイルシステムへの代替を検討しているものについて、能登半島地震における活用状況、免許人における実証試験の結果などを踏まえ、関係府省庁と連携して検討を実施していくことと記載してございます。

100ページには、本評価結果がアクションプランに適切に反映され、有効利用の促進につながることを期待してございます。

続いて、右側101ページには、今後の検討課題といたしまして、まず、①の調査に関しましては、大きく分けて3つの丸として、デジタル化や移行・代替における課題の把握。耐用年数の把握やデジタル化のメリット等の説明。そして設問等の工夫ということで、記載してございますのは、これまでの各システムにおける評価の中、あるいは、各種無線システム・714MHz以下の評価において記載した内容をこちらにも記載してございます。

また、下段の②の評価についてというのは、本日、初めてご提示する記載となっております。デジタル化に係る進捗度合いの見える化ということで、今回、アナログ方式を用いるシステムにつきまして、令和3年度の無線局数を母数といたしまして、移行や代替、廃止の割合を示す、定量的な進捗度合いを加えたものをお示しいたしました。こういった数字というのは1つの目安ではございますが、進捗度合いが相当程度低いものや、前年度からの進展が小さいもの、こういったものについては、今後、状況や課題を詳細に把握し、免許人、または総務省等における検討状況も勘案しつつ、今後の取組として、次年度に向けた提言を検討することとするということで、今回設けました進捗率、これを活用した評価を次回以降検討したいということで記載してございます。

以上がワード版の説明でございますが、その前に、先ほどの各種無線システムでご説明しておりませんでした、ワードの後ろのほうにデータ集について

ございます。無線局数の推移や、有効利用の評価方針などを参考資料としてお付けしてございます。

続きまして、概要版のパワーポイント、こちらの構成を御説明したいと思います。

資料の47-2-2でございますが、こちらにも23日に西村部会長から御報告いただく際の資料として想定してございます。

スライド2、3、4につきましては、先ほどと同様ですので割愛させていただきます。

スライド5は、ほかの用途での需要が顕在化している周波数を使う5システムの評価結果の概要となっております。

スライド6につきましては、参考といたしまして、それらの対象システムと懇談会の方向性、また、ほかの用途での需要を周波数軸でお示ししたものとなっております。ただし、不公表システムにつきましては、こちらにはお示ししてございません。

スライド7と8はアナログ方式を用いる15システムの評価結果の概要となっております。こちらは概要版のみですが、表の右端に「状況の分類」といたしまして①から④まで、①は移行、廃止、デジタル化の進捗が進んでいるもの。②は免許人において検討・計画中であるもの。③は総務省においてデジタル方式の制度化が求められているもの。④は、②と似たものでございますが、公共安全モバイルによる代替可能性を検討中であるものということで、4分類としてございます。また、表の真ん中ほどには先ほどの進捗率としてお示ししてございます。

以上となりますが、本日、新たに御説明した総括、今後の課題を中心に全体的に御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。同様に恐縮でございますが、順番にお伺いできればと思います。

笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。非常によくまとまっていると思います。特に総括と、それから今後の検討ということに関してもはっきり明記されておりますので、私はこれでいいと思います。

どうもありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございました。

池永特別委員、よろしくお願いいたします。

○池永特別委員 取りまとめありがとうございました。私もこの内容で問題ないと思います。よくまとまっていると思います。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございました。

石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 私も、大変適切な取りまとめになっているかと思います。特に意見はございません。

○西村部会長 ありがとうございました。

眞田特別委員、よろしくお願いいたします。

○眞田特別委員 私も適切に取りまとめしていただいたと思います。特に意見はございません。

○西村部会長 ありがとうございました。

中野特別委員、よろしくお願いいたします。

○中野特別委員 私も、大変よくまとまった資料で特に修正などはございません。

ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございました。

先生方には、取りまとめに際しまして貴重な御議論等を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局案のとおりで御賛同いただいたところかと存じますが、もし追加で修正等の御意見がございましたら、事務局までメールにてお送りいただければと思います。

また、説明の途中でございました、複数か所の脚注において同様の文言があるということで、事務局のほうで対応いただければと存じます。

それでは、6月23日開催予定の電波監理審議会におきまして、当部会から公共業務用無線局の評価結果(案)を御説明し、御審議を賜りたいと思います。電波監理審議会への報告に当たりましては、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思いますが、先生方、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。お認めいただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

### (3) 携帯電話等におけるエリアカバレッジ等の通信環境の調査に関する諸外国の動向及び今後の取組の方向性

○西村部会長 それでは、議事の3番目につきましては、総務省関係者より御説明いただきたいと思いますので、事務局におかれましては、総務省関係者の皆様に御入室するよう連絡をお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。総務省の入室までしばらくお待ちいただけますよう、お願いいたします。

総務省関係者の入室を確認いたしました。西村部会長におかれましては、議事の進行をお願い申し上げます。

○西村部会長 承知いたしました。それでは、議事を進めてまいります。

議事の3番目、携帯電話等におけるエリアカバレッジ等の通信環境の調査に関する諸外国の動向及び今後の取組の方向性につきまして、移動通信課の佐藤企画官より御説明をお願い申し上げます。

○佐藤企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。

私のほうからは、携帯電話等におけるエリアカバレッジ等の通信環境の調査に関する諸外国の動向及び今後の取組の方向性（案）について、資料に沿って御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年10月に、この部会でも御説明をさせていただきました諸外国のカバレッジ算定方法について、引き続き調査を行うこととさせていただいておりました。その調査結果が取りまとまったということです。また、トライアル的な位置づけで、通信環境の実測調査も行っています。これらを踏まえた今後の取組の方向性も含めて、今回御説明させていただければと思います。

まず、スライド1ページ目でございます。こちらは、おさらい的な位置づけで御用意をさせていただいておりますが、諸外国のカバレッジの算定基準について調査を行いまして、昨年御報告した内容になります。

諸外国におけるシミュレーションの諸元等のカバレッジの算出方法については、それぞれ各国によって異なることが分かったということでございます。引き続き調査を行いたいということで、今年3月に電監審のほうでも、有効利用の程度の評価結果において、今後の検討課題ということで、引き続き総務省においては深掘り調査を行っていただきたいという御指摘をいただいているということでございます。その御指摘を踏まえた我々としての対応ということで、今回、調査を継続して行ったということでございます。

3ページ目に行っていただければと思います。

こちらが、今回の調査の主な方針ということでございまして、下のほうは、  
昨年調査の結果になりますが、上の四角を御覧いただければと思います。各国  
のカバレッジの判定基準につきましては、前は米国、英国、フランス及び韓  
国を対象としましたが、今回新たにドイツ及びニュージーランドも調査対象に  
加えたということでございます。それと併せて、さらなる詳細について調査を  
行ったということでございます。

あわせて、政府による通信環境に関する実地調査の取組事例についても、調  
査を新たに行っております。

4 ページ目以降がその調査結果の概要ということになります。まず、エリア  
カバレッジの判定基準につきましては、カバーの判定基準のほかに、今回、メ  
ッシュの設定をどのようにしているかという点も調査を行っております。メッ  
シュの設定につきましては、まず、アメリカについてはブロックマップのよう  
なものを採用している他、イギリスについては100mメッシュ、フランスは  
4Gと5Gで違っておりまして、4Gについては50mメッシュ、5Gについ  
てはコミューンごとでカバレッジマップを判定しているということでございま  
す。

また、カバーの判定基準について、黄色い網かけが追加で調査した部分にな  
りまして、フランスについては、5Gについては御覧のような5Gアンテナが  
あり、5Gサービスを開始していることが基準となっているということが分か  
ったところでございます。

5 ページ目になります。こちらが新たに調査対象に加わったドイツ及びニュ  
ージーランドになります。

まず、メッシュの設定につきましては、ドイツは100mメッシュというこ  
とでございまして、カバーの判定基準につきましては、信号強度を基準としてい  
るということでございます。

また、ニュージーランドは、メッシュについては使用する地図データは統一されていません。カバーの判定基準についても現時点では統一的な基準はなく、各事業者が判定しているということでございます。ただ、※印にあるとおり、2025年1月には規制当局がカバレッジのレベルの表記や、カバレッジレベルに対応する信号強度の閾値を統一することを目的としたガイドラインの策定を行っているということでございます。ですので、今後こうした基準に基づいてカバレッジが算出される旨、我々としては把握しているという状況でございます。

次に、韓国につきましては、メッシュの設定につきましては75mメッシュを採用しております。一番右側に、参考ということで日本の状況についても記載をさせていただいております。

次のページでございます。政府による通信環境の調査に関する取組ということでございます。こちらについては、調べた諸外国全て、何らかの取組を行っているということが分かりました。

取組内容については、主に2つの類型に分けられるということで、1つ目がアプリによるデータ収集ということで、利用者に、アプリをインストールしてもらって、そこから得られたデータを収集して、カバレッジエリアの算定に用いているということが分かったということでございます。

もう一つは、政府が実地調査を行いまして、測定を行っているということでございます。中国は両方行っているということでございます。

この実地調査の中身につきましては、このスライドのとおりであります。どのぐらいの粒度、どのぐらいの数の地点でこういった測定を行っているか等、詳細につきましては、もう少し調査を試みる必要があると考えておりますので、ここは継続して調査を行っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、いずれの国も何らかの取組を行っていることが分かったと

いうことをございます。

次になります。総務省でも通信環境に関する実地調査、これはトライアル的な位置づけで、昨年度行ったということをございまして、その結果についても御報告させていただきます。

今回の調査でございしますが、諸外国の事例も参考にしつつ、実地調査ということで主に2つ行ったということをございます。

1つが定点測定ということをございまして、こちら、各事業者のエリアマップにおけるエリア内の境界付近、いわゆるエリアの際となる部分について、例えば音声発着信が成功するか、SMS受信が成功するか、また、データ通信についても測定を行ったということをございます。

測定項目、測定方法、測定場所についてはこの資料のとおりということをございまして、使用端末は、各事業者の主要バンドに対応したSIMフリースマートフォンで統一して行う等、測定方法についてはこのような形でやっております。

測定場所についても、事業者ごとに12地点、1地点につき5回ずつ測定を行ったということをございます。

次に、実地調査の2つ目ということで走行測定も行っております。こちらについても、対象としては各事業者のエリアマップの境界付近ということをございます。測定項目、測定方法については御覧のとおりでございます。

測定場所につきましては、合計12ルート、約30kmのルートを2つずつ、6つの総合通信局ごとに選定を行って、1ルートにつき2回ずつ調査を行ったということをございます。

今回、調査につきましては、トライアル的な位置づけということもございしますので、この結果に関する資料はここではおつけしておりません。

ただ、口頭で少し説明をさせていただきますと、結果として一部の事業者に

については、音声発着信等が成功しなかった地点もあったということで、ここは必ずしも各事業者が公表しているエリアマップと整合してないということでございますので、こちらについては、事業者のほうにもフィードバックをして、事業者自身で検証していただいた上で、エリアマップの修正など対応いただいているという状況でございます。

また、試験的にこの調査を行ったわけですが、調査に当たっているいろいろな関係者の方々からの御意見も伺っております。

まず、事業者からは、例えば検証端末は各事業者で統一すべきとか、走行測定の場合は、端末の設置場所の違い、要すれば窓際かどうかや、測定する時間帯も測定結果の変動要因になり得るとか、また、車体の遮蔽影響、こういったところも考慮すべきではないかという指摘がありました。

また、有識者ヒアリングということで、本日、御参加いただいている石山先生や池永先生にも御協力をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

その際に、例えば5Gや4Gの圏内であるものの端末が接続できない原因についても調査すべきとか、端末固有の影響についても考慮すべきとか、また、電波が届くことと通信品質がいいことは同義ではないということで、今後、スループット測定とRTT測定などを通して評価することも必要ではないかという御指摘もいただいているところでございます。

また、調査の結果生じた検討事項ということで、RF信号スキャナーなどの信号強度の計測器を、端末以外にも導入するというのも検討すべきではないかと我々としては考えております。

こうした調査を踏まえた今後の取組の方向性ということでございます。

まず、エリアカバレッジの判定基準についてでございます。こちらについては、今回さらに調査対象を拡大しながら深掘り調査を行ったということでございますが、その結果としては、やはり諸外国では判定基準については様々とい

うことが分かったということでございます。また、携帯電話事業者にもこれについてヒアリングを行っておりますが、現時点では、判定基準の確実な策定については困難であるとの意見もあったということでございます。

こうしたことも踏まえて、先ほど御説明しました通信環境に関する試験的調査、実地調査を継続して行いまして、エリアカバレッジの判定基準となり得る通信品質についてデータを収集していく、要はエビデンスをしっかりと集めていくことにより、例えば適切な判定基準というのはこのぐらйдよねというような相場感を、関係者の皆さんで共通認識をつくっていきたいというふうに考えております。引き続き検討を行っていくということでございます。

次に、通信環境に関する試験的調査（実地調査）ということでございます。こちらについては、諸外国の取組状況を調査したところ、我が国を除く主な諸外国では、政府が主体となって携帯電話のエリアカバレッジ等の通信環境を調査する取組が行われていることが明らかとなりました。

そして、電波の利用状況調査につきましては、現在、先生方も御案内のとおり、携帯事業者からの報告による、いわゆる受動的な調査にとどまっているということでございます。諸外国における取組の他、他の無線システムでは電波の発射状況調査のような取組を行っております。こうした取組も参考にしながら、「受動的」な調査に加えて、「能動的」な調査である政府が主体となった通信環境に関する調査を導入することを検討したいと思っております。

他方、こうした調査を導入するに当たっては、先ほど課題についても御説明をさせていただきましたが、調査手法や評価基準等、様々、検討すべき事項があるということが分かっております。こうしたことも踏まえて、政府が主体となった通信環境に関する調査の本格的な導入に向けて、当面の間、このトライアル調査、試験的調査を継続して実施をしたいと思っております。その際、調査方法のさらなる精緻化、調査箇所拡大を図っていききたいと思っております。

例えば、今回、エリアマップのいわゆる境界となる付近について調査を行いました。ですので、ある意味ルーラルエリアが対象となったというわけですが、例えば、都市部もなかなかつながりにくいといった声も聞かれています。今年度以降の調査につきましては、都市部も調査対象とした上で、どういった調査手法、評価基準が適切なのか、ルーラルエリアとは異なってくると思いますので、そういったところもしっかり検討を行って、より効果的な調査となるよう、取り組んでいきたいと思っております。

私からの説明は以上になります。

○西村部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

○眞田特別委員 眞田ですけど、よろしいでしょうか。

○西村部会長 よろしくお願ひいたします。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございました。

これは行く行くのことなのかもしれませんが、今回調査をされたときにはどの周波数帯でつながったという記録、あるいはどの周波数帯でつなげようという制御というのは行われているのでしょうか。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。こちらにあるとおり、使用端末は、各事業者の主要バンドに対応したSIMフリースマートフォンを採用しております。周波数ごとにも調査を行っておりまして、ここで実際つながるかどうかが、どういった周波数につながっているかというものを含めてデータを収集しているということでございます。

○眞田特別委員 実際に近い測定という話になると事業者の接続ポリシーに従うという話もあるし、逆にエリアという話になると、この周波数帯で入るか、入らないかという議論もあるしと、その辺り、将来的に多分区別しなければならないのかなと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤企画官　そこは御指摘のとおりだと思っております、我々はやはり、今回この取組をやる主な目的としては、しっかり電波の利用状況調査を行って、これを有効利用評価につなげていくということと考えております。その観点からすると、やはり周波数ごとにしっかり調査をしていくことは重要なことだと思っております。

一方で、眞田先生が御指摘のように、こうした結果をしっかりと利用者に対して、どのようにこの結果を還元、公表していくかというところは、また別の課題であると考えておまして、どのように利用者、一般の方々に対してこのデータを出していくかという点は、分けて検討していきたいと考えているということでございます。

○眞田特別委員　分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長　眞田先生、ありがとうございました。

そのほか、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○池永特別委員　御説明ありがとうございました。4ページの、フランスの例が非常に面白いなと思ひまして、4Gと5Gで、そのエリアカバレッジの判定の基準がそもそも違っていると。これ、恐らくですけれども、5Gはこれから進むところなので、事業者に対しても少し緩めに見ているところがあるのかなと思ひまして、場合によっては、評価の仕方に関しては、こういうサービスの進展に合わせて、こういう見方を少し変えていくというのもありなのかなと思ひまして、今、日本の国内でも5Gも大分進んできましたので、こういう工夫をする必要はないかもしれませんが、今後のことを考えますと、例えばこのような形で、サービスの進み具合に合わせた評価というんですかね、データの見せ方を工夫するというのも1つの在り方かなというふうに思ひました。

もし、何か現時点でお考えがありましたらお知らせいただければ。

○佐藤企画官　ありがとうございます。ここも我々としても重要な論点だとい

うふうに認識しております。

まだ、何ら方針が固まったわけではありませんが、池永先生おっしゃるとおり、我々も当然5Gの進展度合い、特に我々が意識しているのは、今回5G専用に割り当てられたSub 6やミリ波です。こちらについては、例えば同じような基準でいいのかという点は問題意識として持っております、同じ5Gでも4Gから転用したものは、もしかしたら同じかもしれないと。だから4G、5Gと分けるというよりは、5G専用の周波数とそれ以外の形にしていくとか、そういった分け方も1つ、選択肢として考えられるのではないかと考えております、ここはこの取組を続けながら検討していきたいと考えております。

○池永特別委員 ありがとうございます。我々としては、基本的には、周波数の有効利用につながるような形のデータの開示というのができるのが理想かなと考えております。よろしく申し上げます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 1点、6ページを開けていただけますか。

ここを見ると実地調査、今回試験的にやっていただいたものは非常に有効だと思いますけれども、これは事業者が提出したデータが、実際正しいかどうかということ、正確性というか、測り方も含めて事業者間の統一を取るとか、それから事業者間で見直しをするとか、そういうのは非常に価値があると思いますけれども、一方、質問は、アプリを使ったデータ収集がアメリカとかドイツで行われておりました、こういうものを日本で、例えば転用するなり、もしくはそのメリットをうまく使うことはできるのでしょうか。

今、実際は各事業者ごとにこういうデータを取っていますよね。そういうことに関して、これ、アメリカなんかを見ると、例えば、利用者がダウンロードして、それで何かデータが違うとか、異議がある場合に関しては、政府も消費

者も第三者機関なども異議を申し立てると。これはかなりアメリカらしいと思いますけれども、データを取ることにだけに関して見れば今でもやっていると思いますので、それを共通のデータを取る、収集のものを使って、それを第三者がある程度フェアに見るような、そういう仕組みは可能なのでしょうか。

質問は、アメリカとかドイツが使っているアプリが日本でもそのまま適用なのか、もしくは、多少修正すれば比較的安価につくれるのかという質問です。実地調査はいいですが、お金がかかりますよねという点の質問です。

以上です。

○佐藤企画官 ありがとうございます。アプリによるデータ収集も非常に可能性のある手段と我々としても考えております。ただ、我々としては、まずアプリを使う前に、自分たちの考え方をしっかり整理、検討していく必要があるかなというふうに考えております。

例えば、どのようなデータを収集していくのかを検討するに当たっても、もともとどういう評価基準でいくのかということも、しっかり検討しなければならないと思っております。まず、我々としてのこれに関するスタンスを固めていく必要があると思っております。そこはやはり、実地調査をまずやって、そういったことをしっかり検討していきたいと思っております。でないと、なかなかいきなりアプリといっても、やっぱりポリシーがしっかり定まってないと中途半端に終わってしまうというような可能性もあると。アプリを開発したとしても、これをどのように利用者にインストールしていただくかとか、そういったいろんな課題もあるかなと考えております。

ですので、まずは実地調査をやりつつ、アプリの可能性についても検討していきたいというのが、現時点の考え方ということでございます。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございます。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほか何か質問、御意見等ございますでしょうか。

○中野特別委員 中野です。

○西村部会長 よろしく申し上げます。

○中野特別委員 よろしいでしょうか。

御説明どうもありがとうございます。5ページ、4ページぐらいですかね、メッシュのサイズがそれぞれ各国でかなり違うと思いますが、そのときにやっぱり、50×50のフランスの4Gなんかですと、サンプリングする、これを全面取っているのかどうかも含めて、サンプリングをどうされているのかなというのと、例えば日本するとき、500×500だけれども、日本もやっぱり実地調査されたときにも全面をカバーするわけではなくて、ポイントを選んで実地調査されたと思いますが、その辺り、各国でどのようにサンプリングする場所を選んでいるとか、日本の場合、今回の実地調査の結果として、ポイントの選び方が割とフェアネスということを考えたときに難しかったのか、それとも割と容易だったのか、教えていただけると幸いです。

○佐藤企画官 ありがとうございます。まさに御指摘いただいたところは、もう少し調べていく必要があると思っております、この実地調査についても、まさに諸外国がどのような粒度でやっているのかという点について、韓国なんかはかなりリソースをかけてやっているような話も聞いてはいますけども、この辺、どのような形でやっているか、やっていること自体は分かったんですが、現時点ではまだ概要ぐらいしか情報を持っていないということでございますので、もう少しここは継続して情報収集していきたいと考えております。

以上です。

○中野特別委員 それで引き続き調査のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

○石山特別委員 石山です。

○西村部会長 よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 調査結果、お知らせいただきまして、ありがとうございます。

エリアカバレッジにいたしましても、通信品質にいたしましても、政府が主体となってきちんと調査するというのは、私は、これは必要な取組だと思っております。これまで先生方が御議論されているように、なかなか難しい問題がたくさんあるとは思いますが、どんなやり方にするかとか、それはもちろん規模感にしても、どのぐらいやるべきなのかという議論は必要だとは思いますが、いずれにしても、このような調査はぜひ進めていただきたいと思っております。それに関しましては、具体的にどうするかというところの議論に関しては、協力もしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○佐藤企画官 ありがとうございます。まさにこの調査については継続してやっていくということが非常に重要なことだと思っております。結果につきましては、改めてこの部会等でも御説明をさせていただき、また、いろいろコメントをいただければと考えております。

よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほか、何か追加的に御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

各先生方からの御指摘、それからこの調査の重要性というのは十分認識されておられると思っておりますし、ぜひ、引き続き調査の検討、分析というのを進めていただきまして、適宜、適切に、こちらの部会において御報告のほどよろしく

お願い申し上げます。

佐藤企画官、御説明ありがとうございました。

それでは、総務省からの報告は以上となりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の退席の対応をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、総務省関係者の方は御退席をお願いいたします。

事務局でございますが、退席を確認いたしました。西村部会長、よろしくお願いいたします。

## 閉 会

○西村部会長 それでは、本日の議事は以上となります。先生方におかれましては、本年3月から短期間の間に714MHz以下の各種無線システム及び公共業務用無線局の評価結果（案）につきまして大変精力的に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡等がございますでしょうか。

○柏崎幹事 事務局でございます。2点御連絡いたします。

1点目、本日の各評価結果（案）につきまして、追加の修正等の御意見につきましては、短期間で恐れ入りますが、来週6月18日水曜日までに事務局までメールをいただけますようお願いいたします。

2点目といたしまして、今後のスケジュールにつきまして、参考資料47-1を御覧いただきたいと思います。

本日御審議いただきました各評価結果（案）につきましては、西村部会長から23日の親会に御報告いただいた後、1か月間、意見募集を実施予定です。

その意見募集結果につきまして、次回の部会、8月6日10時から開催予定

の部会におきまして御議論いただいた後、8月20日の親会にて御審議いただいて、最終的な評価結果が確定いたします。

以上となります。

○西村部会長 ありがとうございます。このようなスケジュールで動いていくということを御確認いただければと思います。

それでは、本日の有効利用評価部会を閉会したいと思います。先生方、御協力ありがとうございました。

それでは、失礼いたします。